

職業紹介事業パンフレット - 許可・更新等マニュアル - 新旧対照表【平成29年4月1日～】

	新	旧
2ページ	<p>1 有料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について</p> <p>(1) 許可申請の手続</p> <p>必要とされる添付書類</p> <p>② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(本籍地の記載のあるもの及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。) ・履歴書 ・代表者役員の法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。)及び履歴書(代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。以下、略) 	<p>1 有料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について</p> <p>(1) 許可申請の手続</p> <p>必要とされる添付書類</p> <p>② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。) ・履歴書 ・代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書(代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。以下、略)
8ページ	<p>3 法第31条第1項第3号の要件(1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること)</p> <p>次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職業紹介責任者に関する要件</p> <p>職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。</p> <p>イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第8号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>3 法第31条第1項第3号の要件(1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること)</p> <p>次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職業紹介責任者に関する要件</p> <p>職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。</p> <p>イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第3号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>

職業紹介事業パンフレット ー許可・更新等マニュアルー 新旧対照表【平成29年5月30日～】

	新	旧
9ページ	<p>(3)事業所に関する要件 有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その<u>位置、構造、設備、面積</u>からみて職業紹介事業を行うに適正であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 事業所として適切であること 次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。</p> <p><u>(イ)プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。</u> <u>具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。</u> <u>ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この(イ)の要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。</u></p> <p><u>(a)予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。この場合において、当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。</u></p> <p><u>(b)専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと。</u> <u>この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。</u> <u>なお、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。</u></p> <p><u>(c)事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。</u></p> <p>(ロ)事業所名(愛称も含む。)は、利用者にとって、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。</p>	<p>(3)事業所に関する要件 有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適正であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 事業所として適切であること 次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。</p> <p>(イ)職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。 具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね20㎡以上であること。 ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。 さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。</p> <p>(ロ)求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。</p> <p>(ハ)事業所名(愛称も含む。)は、利用者にとって、職業安定機関その他公的機関と誤認を生ずるものでないこと。</p>

職業紹介事業パンフレット - 許可・更新等マニュアル - 新旧対照表【平成29年4月1日～】

	新	旧
11ページ	<p>1 無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について</p> <p>(1) 許可申請の手続 必要とされる添付書類</p> <p>② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(本籍地の記載のあるもの及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。) ・履歴書 ・代表者役員の法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるもの及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。)及び履歴書(代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。以下、略) 	<p>1 無料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について</p> <p>(1) 許可申請の手続 必要とされる添付書類</p> <p>② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。) ・履歴書 ・代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書(代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。以下、略)
17ページ	<p>3 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第3号の要件(1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること)</p> <p>次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職業紹介責任者に関する要件</p> <p>職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。</p> <p>イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第8号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>3 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第3号の要件(1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること)</p> <p>次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職業紹介責任者に関する要件</p> <p>職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。</p> <p>イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号から第3号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p>

職業紹介事業パンフレット -許可・更新等マニュアル- 新旧対照表【平成29年5月30日～】

	新	旧
17、18 ページ	<p>(3)事業所に関する要件 無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その<u>位置、構造、設備、面積</u>からみて職業紹介事業を行うに適正であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 事業所として適切であること 次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。</p> <p><u>(イ)プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。</u> <u>具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。</u> <u>ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この(イ)の要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。</u></p> <p><u>(a)予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。この場合において、当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。</u></p> <p><u>(b)専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと。</u> <u>この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。</u> <u>なお、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。</u></p> <p><u>(c)事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。</u></p> <p>ハ (略)</p>	<p>(3)事業所に関する要件 無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適正であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 事業所として適切であること 次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。</p> <p>(イ)職業紹介の適正な実施に必要な広さを有するものであること。 具体的には、職業紹介事業に使用し得る面積が、おおむね20㎡以上であること。 ただし、専らインターネットにより対面を伴わない職業紹介を行う場合については、面積の大小を要件としないこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。 さらに、適切な苦情処理等の実施について必要な指導を行うものとする。</p> <p>(ロ)求人者、求職者の個人的秘密を保持し得る構造であること。</p> <p>ハ (略)</p>